

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.014

処 分 名	一の所有者による景観協定の認可
処 分 の 概 要	一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、建築物の形態意匠に関する基準や屋外広告物の表示等に関する基準等を定めた、景観協定を定めることができます。 景観協定を定める場合は、あらかじめ市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	景観法（平成16年法律第110号）第83条第1項 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第4号）第11条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階都市計画課窓口への提出
備 考	

## ■景観法

(景観協定の認可)

第八十三条 景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
  - 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
  - 三 第八十一条第二項各号に掲げる事項(当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築基準法第四条第一項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(一の所有者による景観協定の設定)

第九十条 景観計画区域内の一団の土地(第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。
- 3 第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
- 4 第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

## ■都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

(景観協定の認可の基準)

第十一条 法第八十三条第一項第三号(法第八十四条第二項において準

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

用する場合を含む。)の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第八十一条第二項第二号 の良好な景観の形成のための事項は、法第八条第二項第二号 の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。
- 三 法第八十一条第二項第二号 へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第五十五条第一項 の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。
- 四 景観協定の有効期間は、五年以上三十年以下でなければならない。
- 五 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 六 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 七 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。